様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

伊勢市社会福祉協議会　会長　様

団体名

会　長

**福祉のまちづくり活動計画申請書**

標記の件について、下記のとおり交付および実施されるよう関係書類を添えて申請します。

1. 助成事業名

|  |  |
| --- | --- |
| 事　業　名 | 内　　　　容 |
| 福祉まちづくり委員会運営 | （金額　　　　　　　　円） |
| 地域福祉活動事業 | （金額　　　　　　　　円） |

２．助成金申請額　　　金　　　　　　　　　　　円

３．振込先

　　振込先金融機関の通帳（写）

　　※通帳の表紙および通帳を１枚開いた部分のコピーを添付してください



※１

※２

　　※個人名義にはお振込みできません

●申請書提出に必要な☑欄

□総会資料※事業計画書関係および前年度事業報告、決算書

□収支予算書（様式第２号）

□地域福祉活動事業計画書（様式第３号）

□振込先金融機関の通帳（写）※表紙（※１）および通帳を1枚開いた部分（※２）

**※全てにチェックがないと申請は受付できません。**

様式第２号（第５条関係および第７条第１項関係）

年　　月　　日

**収　支　予　算　書**

１．収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　　　目 | 予　算　額 | 摘　　　　　　要 |
| 助　成　金 |  |  |
| 参　加　費 |  |  |
| その他の資金 |  |  |
| 合　　　計 |  |  |

２．支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　　　目 | 予　算　額 | 摘　　　要 | 助成金摘要 |
|  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |

様式第３号（第５条関係、第７条第１項関係および第８条関係）

年　　月　　日

**地域福祉活動事業計画書・報告書**

* 1. 事業内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施月 | 事業名 | テーマ | 番号 | 実施回数 | 参加者数 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

様式第４-１号（第６条第２項関係）

年　　　月　　　日

団体名

会長　　　　　　　　　　様

伊勢市社会福祉協議会

会長

**福祉のまちづくり活動助成金交付決定通知書**

　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった福祉のまちづくり活動計画に係る助成金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、お知らせします。

記

１．助成対象事業

|  |  |
| --- | --- |
| 事　業　名 | 助成金額 |
| 福祉まちづくり委員会運営 |  |
| 地域福祉活動事業 |  |

２．助成金の額　　　　金　　　　　　　円

３．交付の条件

（１）この助成金は、助成対象事業以外の目的に使用できません。

（２）助成対象事業に係る帳票等関係書類は、事業完了の翌年度から５年間保存して下さい。

（３）助成対象事業に係る検査及び社協等による監査が行われることがあります。

（４）その他、必要書類を提出して下さい。

* + この助成金交付決定通知書を受け取った後に、申請した事業を変更する場合には、事前に福祉のまちづくり活動計画変更申請書（様式第５号）、変更後の収支予算書（様式第２号）および地域福祉活動事業計画書（様式第３号）を提出し、助成対象か否かの確認を受けて下さい。
  + 事業報告、収支決算書等は、全ての事業を終了した後30日以内または当該年度の末日のいずれか早い日までに提出して下さい。

様式第４-２号（第６条第３項関係）

年　　　月　　　日

団体名

会長　　　　　　　　　　様

伊勢市社会福祉協議会

会長

**福祉のまちづくり活動助成金不交付決定通知書**

　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった福祉のまちづくり活動計画に係る助成金については、下記のとおり不交付することに決定しましたので、お知らせします。

理由

様式５号（第７条第１項関係）

年　　月　　日

伊勢市社会福祉協議会　会長　様

団体名

会　長

**福祉のまちづくり活動計画変更申請書**

　　　年　　月　　日付けで申請した　　　年度福祉のまちづくり活動計画申請書について、下記のとおり変更したいので、伊勢市社会福祉協議会福祉のまちづくり活動支援要綱第７条により、申請します。

記

１．変更する助成対象事業

|  |  |
| --- | --- |
| 中止された事業 | 追加された事業  助成金を充当する科目が変更された事業 |
|  |  |

　　※詳細は添付の収支予算書（様式第２号）および地域福祉活動事業計画書（様式第３号）を参照願います。

２．変更後の助成金合計額　　　　金　　　　　　　　　　　　　円

３．具体的な変更理由

●申請書提出に必要な☑欄

□変更後の収支予算書（様式第２号）

□変更後の地域福祉活動事業計画書（様式第３号）

**※全てにチェックがないと申請は受付できません。**

様式６号（第７条第２項関係）

年　　　月　　　日

団体名

会長　　　　　　　　　　様

伊勢市社会福祉協議会

会長

**福祉のまちづくり活動計画変更承認通知書**

　　　年　　月　　日付けで変更申請のあった福祉のまちづくり活動計画に係る福祉のまちづくり活動計画の変更については、下記のとおり承認することに決定しましたので、お知らせします。

記

１．変更を承認する助成対象事業

|  |  |
| --- | --- |
| 中止された事業 | 追加された事業  助成金を充当する科目が変更された事業 |
|  |  |

２．変更後の助成金合計額　　　　金　　　　　　　　　　　　　円

３．変更を承認する条件

様式第７号（第８条関係）

年　　　月　　　日

伊勢市社会福祉協議会　会長　様

団体名

会長

**福祉のまちづくり活動実績報告書**

　　　　　　　福祉のまちづくり活動について、下記のとおり報告します。

記

１．助成対象事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 内容 | 金額 |
| 福祉まちづくり委員会運営 |  | 円 |
| 地域福祉活動事業 |  | 円 |

* 対象事業の全てのチラシ、写真、領収書（原本）を添付してください。

２．助成金の交付額　　　　金　　　　　　　　　　　円

●実施報告書提出に必要な☑欄

□地域福祉活動事業報告書（様式第３号）

□収支決算書（様式第８号）

□領収書原本

　※原本の添付が不可能な場合は、その理由を記載、署名し、コピーを添付して下さい。

　※インターネットにて商品を購入した場合は、団体名、または、代表者名の入った領収書を

添付して下さい。

□ありがとうメッセージ

**※全てにチェックがないと報告書は受付できません**

様式第８号（第８条関係）

**収　支　決　算　書**

１．収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　　　目 | 予　算　額 | 収入額 | 摘　　　要 |
| 助　成　金 |  |  |  |
| 参　加　費 |  |  |  |
| その他の資金 |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |

２．支出の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　　　目 | 予　算　額 | 支　出　額 | 摘　　　要 | 助成金摘要 |
|  |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |  |

（**助成金額）−（助成対象経費）＝返金額**

福祉まちづくり活動支援要綱の助成対象経費について

１．福祉まちづくり委員会運営助成金

　　広報費、会議費、賃借料、通信運搬費、修繕費、その他、事務所の維持経費等

２．地域福祉活動事業助成金

（１）種類と内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 種　　類 | 内容例 |
| １ | 福祉対象者のニーズ把握や地域福祉活動推進のための調査、助け合いマップの作成 | タウンウオッチング、アンケート調査  防災訓練（避難訓練、HUG）など |
| ２ | 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等、福祉対象者を直接的な対象とする福祉活動 | 健康体操、茶話会  見守りを目的とする訪問や配食サービス、お節料理の宅配  年賀状作成（絵手紙）及び発信  粗大ゴミ排出援助  福祉なんでも相談所  誰もが気軽に集える居場所、地域食堂  生活支援（買い物、ゴミ出し、掃除など）など |
| ３ | 福祉ボランティアの養成や研修会等 | 認知症サポーター養成講座  福祉施設見学、福祉体験学習  福祉講演会　など |
| ４ | 地域の諸団体、市民等による福祉のネットワーク作り | お正月生花講習会、新春コンサート  高齢者の集い、門松作り、凧作り、凧揚げ  小学生とお年寄りのふれあい給食、三世代交流など |
| ５ | 在宅福祉のための介護・看護に関する学習や講習 | 健康体操、熱中症対策、脳トレ、食育  脳卒中予防、口腔訓練などの講習会  健康フェア開催 |

（２）助成対象となる経費

　　　講師謝金、講師旅費交通費、材料費、研修費、消耗品費、通信運搬費、光熱費、手数料

　　　広報費（チラシ、まち協名を入れた啓発物）、賃借料、世代間交流を目的とした食事会における給食費の補助（自己負担を徴収する場合のみ１食あたり上限３５０円）

（３）助成対象とならない経費

慶弔費、親睦会費、会員への個人給付。但し、他の助成等を受けない食事代のうち事業を実施するうえで必要と認められる事由の場合（昼夜をまたぐ長時間の活動、講演会等の講師の食事代）は、一人あたり茶菓子代250円、食事代1,000円を上限として助成できる。